

五所川原市地域防災計画
(資料・様式編)

五所川原市防災会議

目 次

資料

第 1 編 防災関係規定等に関する資料

1-1	五所川原市防災会議条例	1
1-2	五所川原市災害対策本部条例	3
1-3	五所川原市防災会議委員名簿	4
1-4	災害救助法の適用基準	6
1-5	災害救助法による救助の程度、方法及び期間等	8
1-6	災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）	12
1-7	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付制度	13
1-8	災害対策基本法第 2 条第 3 号の規定により 内閣総理大臣が指定する指定行政機関	14
1-9	災害対策基本法第 2 条第 4 号の規定により 内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関	14
1-10	災害対策基本法第 2 条第 5 号の規定により 内閣総理大臣が指定する指定公共機関	14
1-11	災害対策基本法第 2 条第 6 号の規定により 青森県知事が指定する指定地方公共機関	15
1-12	応援協定等締結状況	15

第 2 編 防災上注意すべき自然的条件

2-1	山地災害危険地区一覧	18
2-2	海岸浸食危険地一覧	21
2-3	土石流危険溪流箇所一覧	22
2-4	砂防指定地一覧	22
2-5	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	24
2-6	なだれ危険箇所一覧	25
2-7	河川表	26
2-8	海岸保全区域一覧	27
2-9	道路注意箇所一覧	28
2-10	市内所在ため池一覧	29
2-11	大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表	32

第 3 編 消防に関する資料

3-1	消防施設・設備等の整備状況	33
3-2	消防ポンプ自動車等整備計画	34
3-3	五所川原地区消防事務組合消防用無線局一覧	35
3-4	消防水利整備計画	37

第4編 防災上必要な施設及び通信器具等

4-1	五所川原市有防災無線設備一覧及び位置図	38
4-2	青森県防災情報ネットワーク回線構成図	43
4-3	指定避難所一覧及び位置図	44
4-4	指定緊急避難場所一覧及び位置図	50
4-5	総合防災情報システム概念図	58
4-6	五所川原市所有車両一覧	59
4-7	ヘリコプター発着場所一覧	60
4-8	重機保有状況一覧	61
4-9	水防関係備蓄資機材保有状況一覧	61
4-10	救助機械、救助用資機材等一覧	63
4-11	排出油防除資機材一覧	63
4-12	地域内給水資機材一覧	64
4-13	補給用水源一覧	64
4-14	不燃系廃棄物搬入場所一覧	65
4-15	ごみ及びし尿処理施設一覧	65
4-16	ごみ及びし尿処理業者一覧	65
4-17	学校用代替予定施設一覧	68
4-18	学校施設状況一覧	69
4-19	災害時優先電話一覧	70
4-20	炊き出し実施拠点	70
4-21	応急仮設住宅建設候補地一覧	70
4-22	緊急車両一覧	71
4-23	日赤奉仕団の現況	73
4-24	福祉避難所一覧	74
4-25	自衛隊活動拠点候補地一覧	77

第5編 防災上必要な団体等

5-1	防災関係機関・報道機関一覧	78
5-2	炊き出し協力団体一覧	80
5-3	食料調達先一覧	82
5-4	建築資材調達先一覧	83
5-5	遺体一時保存場所一覧	84
5-6	火葬場所一覧	85
5-7	医薬品等調達先一覧	85
5-8	市内医療機関一覧	85
5-9	防疫用薬剤調達先一覧	88
5-10	学用品調達先一覧	88
5-11	自主防災会一覧	88
5-12	浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧	90
5-13	縁故者の判明しない焼骨の一時保管場所一覧	96

第6編 その他参考資料

6	過去の災害記録	98
---	---------	----

様式

防災事務に関する様式

様式1	被害状況即報・確定報告	125
様式2	人的被害・住家被害	127
様式3	災害発生状況報告書	128
様式4	避難状況・救護所開設状況	130
様式5	公共施設被害	131
様式6	救助の実施状況	132
様式7	救助実施記録日計票	133
様式8	救助の種目別物資受払状況	134
様式9	被害者実態調査（個票）	135
様式10	被害者名簿	136
様式11	火災・災害等即報（火災）	137
様式12	火災・災害等即報（特定の事故）	138
様式13	火災・災害等即報（救助・救助事故）	139
様式14	医療施設被害	140
様式15	環境衛生施設被害	141
様式16	水稻被害（水害）	142
様式17	水稻被害（干害、霜害、風害等）	143
様式18	りんご被害	144
様式19	畑作・野菜・一般果樹園・桑樹被害	146
様式20	畜産関係被害（畜産・畜産物等）	147
様式21	畜産関係被害（牧草・飼料作物等）	148
様式22	農業関係共同利用施設被害 （農業協同組合及び農業協同組合連合会所有のもの）	149
様式23	農業関係共同利用施設被害 （様式25以外のもの（各種集団所有等））	150
様式24	農業関係非共同利用施設被害（地方公共団体施設被害含む）	151
様式25	農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害	152
様式26	農地・農業用施設関係被害	153
様式27	林業関係被害（林産被害）【概要・確定報告】	154
様式28	林業関係被害（治山関係）【速報・概要・確定報告】	155
様式29	水産業関係被害	156
様式30	商工業・観光施設関係被害	158
様式31	土木施設被害（国・県・市別）	159
様式32	文教関係被害	160
様式33	福祉施設関係被害	161
様式34	その他の公共施設被害	162

様式 3 5	避難勧告、指示発令報告書	1 6 3
様式 3 6	避難勧告、指示解除報告書	1 6 4
様式 3 7	避難所開設報告書	1 6 5
様式 3 8	避難所閉鎖報告書	1 6 6
様式 3 9	避難所日誌	1 6 7
様式 4 0	避難所受入者名簿	1 6 8
様式 4 1	避難所従事者勤務状況	1 6 9
様式 4 2	被災者救出状況記録簿	1 7 0
様式 4 3	救助の種目別物資受払状況	1 7 1
様式 4 4	炊き出し給食状況（総括）	1 7 2
様式 4 5	炊き出し給食簿	1 7 3
様式 4 6	給食者名簿	1 7 4
様式 4 7	飲料水の供給簿	1 7 5
様式 4 8	災害救助法による応急仮設住宅設置供与（住宅応急修理）申請書	1 7 6
様式 4 9	応急仮設住宅設置供与を必要とする者の調書	1 7 7
様式 5 0	応急仮設住宅敷地予定調書	1 7 8
様式 5 1	災害救助法による応急仮設住宅建築工事着工届	1 7 9
様式 5 2	災害救助法による応急仮設住宅建築工事竣工届	1 8 0
様式 5 3	災害救助法による応急仮設住宅建築工事引渡書	1 8 1
様式 5 4	応急仮設住宅設置（住宅の応急修理）概算金交付請求書	1 8 2
様式 5 5	応急仮設住宅台帳	1 8 3
様式 5 6	住宅応急修理記録簿	1 8 4
様式 5 7	災害派遣に関する申し出について（派遣要請）	1 8 5
様式 5 8	災害派遣に関する申し出について（撤退要請）	1 8 6
様式 5 9	救護班活動状況	1 8 7
様式 6 0	診療所・医院医療実施状況	1 8 8
様式 6 1	傷病者名簿	1 8 9
様式 6 2	助産台帳	1 9 0
様式 6 3	障害物除去の状況	1 9 1
様式 6 4	障害物除去関係物資受払状況	1 9 2
様式 6 5	遺体の捜索状況記録簿	1 9 3
様式 6 6	遺体捜索の協力要請書	1 9 4
様式 6 7	遺体処理台帳	1 9 5
様式 6 8	埋火葬台帳	1 9 6
様式 6 9	学用品給与調	1 9 7
様式 7 0	学用品購入計画書	1 9 8
様式 7 1	学用品の給与状況	1 9 9
様式 7 2	学用品給与対象者調	2 0 0
様式 7 3	人夫あっせん要請書	2 0 1
様式 7 4	人夫雇上台帳	2 0 2
様式 7 5	輸送記録簿	2 0 3

五所川原市防災会議条例

平成 17 年 3 月 28 日
五所川原市条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、五所川原市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 五所川原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画その他水防に関し重要な事項の調査審議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 五所川原地区消防事務組合の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) その他市長が特に必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、30 人以内とする。
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したとき、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成25年3月21日五所川原市条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月17日五所川原市条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

五所川原市災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 28 日
五所川原市条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、五所川原市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 6 月 17 日五所川原市条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

五所川原市防災会議委員名簿

機関名	職名	所在地	電話
五所川原市	市長	布屋町 41 番地 1	
津軽森林管理署金木支署	支署長	金木町芦野 200-498	
国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所	所長	青森市中央3丁目 20-38	
第二管区海上保安本部 青森海上保安部	部長	青森市青柳1-1-2	
西北地域県民局 地域健康福祉部	部長	栄町 10	
西北地域県民局 地域農林水産部	部長	栄町 10	
西北地域県民局 地域整備部	部長	栄町 10	
五所川原警察署	署長	栄町6-1	
五所川原市	副市長	布屋町 41 番地 1	
五所川原市教育委員会	教育長	布屋町 41 番地 1	
五所川原市消防団	団長	中央4丁目 130 番地	
五所川原地区消防事務組合	消防長	中央4丁目 130 番地	
東日本電信電話(株)青森支店	支店長	青森市橋本2丁目1-6	
東日本旅客鉄道(株) 五所川原駅	駅長	大町 38	
津軽鉄道(株)	代表取締役 役社長	大町 39	
弘南バス(株)五所川原営業所	所長	中央6丁目11番地	
東北電力(株)五所川原電力センター	所長	田町 113-1	
五所川原ガス(株)	代表取締役 役社長	唐笠柳字藤巻 611	
(一社)西北五医師会	会長	新町 33-1	
青森県トラック協会西北五支部	支部長	大字金山字竹崎 171-9	

機関名	職名	所在地	電話
日本郵便(株)五所川原郵便局	局長	旭町 53-1	
日本赤十字社青森県支部五所川原市地区赤十字奉仕団連絡協議会	会長	布屋町 41 番地 1	
陸上自衛隊第39普通科連隊	連隊長	弘前市大字原ヶ平字山中 18-117	
津軽広域水道企業団 西北事業部	西北事業 部長	つがる市柏桑野木田福井 20-4	
五所川原市消防団本団総務分 団	分団長	中央4丁目 130 番地	
五所川原市連合婦人会	会長	一ツ谷 504-1	

※ 会長は五所川原市長

災害救助法の適用基準

1. 適用基準の内容

市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるときに行われる。

ア 原則として同一の原因の災害によるものであること。

イ 本法による救助の要否は、市町村の区域単位に判定するものであること。

ウ 市町村の区域を単位とする被害が次の（ア）、（イ）、（ウ）いずれかに該当するものであること。

（ア）市町村の区域内の世帯の住家の滅失した数が次のA、B、Cいずれかに該当する場合

A 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

令別表第1（第1条関係）より

該当	市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
◎	5,000 人未満	30 世帯
	5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯
	15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯
	30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯
	50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯
	100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯
	300,000 人以上	150 世帯

B 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内における、住家が滅失した被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次表第1に示す数以上であって、当該市町村の区域内における、住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次表第2に示す数以上であること。（法外援護適用）

第1

令別表第2（第1条関係）より

該当	都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
◎	1,000,000 人未満	1,000 世帯
	1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500 世帯
	2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000 世帯
	3,000,000 人以上	2,500 世帯

第2

令別表第3（第1条関係）より

該当	市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
◎	5,000 人未満	15 世帯
	5,000 人以上 15,000 人未満	20 世帯
	15,000 人以上 30,000 人未満	25 世帯
	30,000 人以上 50,000 人未満	30 世帯
	50,000 人以上 100,000 人未満	40 世帯
	100,000 人以上 300,000 人未満	50 世帯
	300,000 人以上	75 世帯

- C 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内における、住家が滅失した被害世帯数が、その人口に応じ次表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の滅失した世帯数が多数であること。

令別表第4（第1条関係）より

該当	都道府県内の区域内の人口	住家滅失世帯数
◎	1,000,000 人未満	5,000 世帯
	1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	7,000 世帯
	2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	9,000 世帯
	3,000,000 人以上	12,000 世帯

参考：滅失世帯算出基準

区 分	算定基準
全壊、全焼、流失世帯	1 世帯
半壊、半焼	1 / 2 世帯
床上浸水、土砂堆積	1 / 3 世帯

- (イ) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

府令で定める特別な事情とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。

- A 被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
- B 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難な場合であり、そのために特殊な技術を必要とする場合
- C 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合

- (ウ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合

府令で定める基準とは以下のとおりである。

- A 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合で、具体的には、次のような場合であること。
 - a 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - b 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
- B 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合で、具体的には、次のような場合であること。
 - a 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - b 火山噴火、有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - c 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - i) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
 - ii) 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
 - iii) 雪崩れ発生による人命及び住家被害発生

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を受け入れる。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難所に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,610,000円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要配慮者等を数人移譲収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		
炊出しその他による食品の給与	1. 避難所避難した者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度以内であればよい。 (1食は1/3日)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は、別途計上					
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は毎年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	
		全壊	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
		全焼	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		流失	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
半壊	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500		
床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600		
半焼	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500		
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の80/100以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たりの限度額 584,000円以内	災害発生の日から1箇月以内						
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、1人当た	災害発生の日から ・教科書 1箇月以内 ・文房具及び通学用品 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	り次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円		
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 211,300円以内 小人(12歳未満) 168,900円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,400円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 (検案) 救護班以外は償行料金	災害発生の日から 10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自らの資力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の捜索 6. 遺体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で、当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	<p>における格差以外に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3 千万円以下の部分の金額については $10/100$</p> <p>ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については $9/100$</p> <p>ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については $8/100$</p> <p>ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については $7/100$</p> <p>ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については $6/100$</p> <p>ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については $5/100$</p> <p>ト 5 億円を超える部分の金額については $4/100$</p>	期間以内	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料1-6

災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）

1 目的

災害救助法の適用に至らない災害が県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適用基準

(1) この要項による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により、被災世帯が次の世帯数に達したときに行うものとする。ただし、住家の半壊、半焼した世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は3分の1世帯として被災世帯とみなす。

該当	人口	被災世帯数
◎	2万人未満	20世帯以上
	2万人以上 5万人未満	30世帯以上
	5万人以上 10万人未満	40世帯以上
	10万人以上	50世帯以上

(2) 上記基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合

3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与することとし、援護の基準は災害救助法施行細則（昭和30年4月19日、青森県規則第40条）第2条第1項に定める別表1の3の（3）の基準とする。

4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれに充てる。

附 則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

資料1-7

災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付制度

1 災害弔慰金の支給

(1) 対象災害

自然災害であって、1市町村において住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害、青森県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害、青森県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害又は災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 支給対象

ア 配偶者、子、父母、孫及び祖父母

イ 死亡した者の死亡当事における兄弟姉妹

(死亡した者の死亡当事その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)

(3) 弔慰金の金額

ア 生計維持者が死亡した場合 500万円

イ その他の者が死亡した場合 250万円

(4) 費用の負担

国 1/2 県 1/4 市 1/4

2 災害障害見舞金の支給

(1) 対象災害

1の(1)と同じ

(2) 支給対象

(1)の災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者

(3) 見舞金の額

ア 生計維持者が障害を受けた場合 250万円

イ その他の者が障害を受けた場合 125万円

(4) 費用の負担

国 1/2 県 1/4 市 1/4

3 災害援護資金の貸付

(1) 対象災害

青森県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害

(2) 貸付対象

(1)の災害により負傷し、又は住居、家財に被害を受けた者

(3) 貸付限度額

350万円(世帯主の1箇月以上の負傷150万円、家財の3分の1以上の損害150万円、住居の半壊170万円、住居の全壊250万円、住居の全体が滅失若しくは流失350万円)

(4) 所得制限

前年の所得が市民税における総所得金額で、世帯員が1人のときは220万円、2人のときは430万円、3人のときは620万円、4人のときは730万円、5人以上のときは730万円に1人につき30万円を加算した額未満。ただし、住居が滅失した場合は1,270万円未満

(5) 利率 年3パーセント(措置期間中は無利子)

(6) 措置期間3年(特例は5年) (7) 償還期間 10年(措置期間を含む。)

(8) 償還方法 年賦又は半年賦 (9) 貸付原資負担 国 2/3 県 1/3

資料1－8

災害対策基本法第2条第3号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

資料1－9

災害対策基本法第2条第4号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

資料1－10

災害対策基本法第2条第5号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関

国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、電力広域的運営推進機関、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、出光興産株式会社、太陽石油株式会社、昭和シェル石油株式会社、コスモ石油株式会社、富士石油株式会社、JXTGエネルギー株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国建設業協会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本建設業連合会

資料1-11

災害対策基本法第2条第6号の規定により青森県知事が指定する指定地方公共機関

公益社団法人青森県医師会、青森ガス株式会社、八戸ガス株式会社、弘前ガス株式会社、五所川原ガス株式会社、黒石ガス株式会社、十和田ガス株式会社、岩手県北自動車株式会社、十和田観光電鉄株式会社、弘南鉄道株式会社、津軽鉄道株式会社、弘南バス株式会社、公益社団法人青森県バス協会、下北交通株式会社、青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、株式会社エフエム青森、公益社団法人青森県トラック協会、青森朝日放送株式会社、一般社団法人青森県エルピーガス協会、青い森鉄道株式会社

資料1-12

応援協定等締結状況

(平成30年4月1日現在)

協定の名称	締結年月日	協定機関	締結内容
青森県水道災害相互応援協定	昭和44年4月1日	青森県 県内各市町村	水道施設の復旧及び飲料水の供給応援
消防相互応援協定	昭和53年9月13日	西北五地区各 消防事務組合 板柳町	大規模各種災害発生時の応援等
青森県広域航空消防応援協定	平成7年4月1日	青森県 県内各市町村	防災ヘリコプターの応援等
消防相互応援協定	平成9年5月1日	青森地域広域 消防事務組合	災害・救急・救助の災害応援等
災害時の医療救護活動に関する協定	平成18年3月9日	(一社) 西北五医師会	各種災害発生時の医療支援等
消防相互応援協定	平成18年8月25日	県内各市町村	災害・救急・救助の災害応援等
大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定	平成18年9月29日	県内各市町村	大規模各種災害発生時の応援等
災害時における相互協力に関する協定	平成21年2月9日	(株) イトーヨーカ堂 (株) スーパーストア (株) ユニバース 五所川原街づくり(株) 協同組合金木協同開発 大和情報サービス(株)	大規模各種災害発生時の食料・生活必需物資の供給及び施設(主に駐車場等)の提供
災害時等における応急復旧活動の協力に関する協定	平成21年2月26日	西北五管工事業 協同組合	災害発生時の飲料水の確保、水道施設の応急復旧措置等

協定の名称	締結年月日	協定機関	締結内容
災害等発生時における電力復旧活動の施設利用に関する協定	平成22年2月18日	東北電力(株) 五所川原営業所	災害等発生時の電力復旧活動のための施設の提供
災害時における物資供給に関する協定	平成23年1月27日	NPO法人 コメリ災害対策センター	災害時の物資の供給
災害復旧時の協力に関する協定	平成23年5月10日	東日本電信電話株式会社青森支店	災害発生時の通信設備復旧等
災害時の情報交換に関する協定	平成24年2月15日	国土交通省東北地方整備局	災害発生時の各種情報交換等
災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定	平成24年3月13日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社青森支店	災害発生時の通信設備復旧等
災害時相互応援に関する協定	平成24年7月10日	三重県亀山市	災害発生時の応援等
災害時相互応援に関する協定	平成24年8月4日	茨城県鹿嶋市	災害発生時の応援等
災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定	平成24年11月22日	青森県石油商業組合西北五支部・同五所川原ブロック	災害時の石油類燃料の優先供給
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成25年3月8日	東日本電信電話株式会社青森支店	特設公衆電話の設置
福祉避難所の確保に関する協定	平成25年9月25日	社会福祉法人和晃会ほか29団体	福祉避難所の確保及び物資の提供
災害時におけるボランティア活動等に関する協定	平成25年11月25日	社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	防災ボランティアセンターの設置及び運営
災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定	平成26年3月31日	一般社団法人青森県エルピーガス協会	災害発生時の液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	平成26年9月30日	青森県建設機械リース業協会西北五支部	災害時のレンタル機材の提供
青森県消防相互応援協定	平成28年2月24日	県内各市町村、各一部事務組合	大規模各種災害発生時の応援等
災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定	平成28年3月24日	五所川原地区電気工事業協同組合	災害時の電気設備等の復旧

協定の名称	締結年月日	協定機関	締結内容
災害時における車両の移動に関する協定	平成28年6月29日	一般社団法人日本自動車連盟支部	災害応急対策の支障となる車両の移動
災害時における災害情報等の放送に関する協定	平成28年9月20日	株式会社五所川原エフエム	災害時における災害情報等の放送
福祉避難所の確保に関する協定書	平成28年10月11日	社会福祉法人あおもり愛育会ほか15法人	福祉避難所の確保及び物資の提供
五所川原市と五所川原市内郵便局との包括連携協定	平成29年4月10日	五所川原市内郵便局	災害時の相互協力等
災害時における飲料の確保に関する協定	平成29年4月28日	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	災害時の飲料の供給
災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	平成29年5月8日	一般社団法人青森県解体工事業協会津軽支部	災害時における建築物等の解体撤去

資料2-1

山地災害危険地区一覧

1. 山腹崩壊危険地区

(平成29年3月31日現在)

一覽 番号	種 別	位 置	保全施設等		
			人 家	公共施設	道 路
1	国有林	大字飯詰字飯詰山国有林122林班			県道
2	民有林	大字前田野目字砂田	5		国道
3	〃	〃 字犬走			県道
4	〃	〃			国道
5	〃	〃	3		市道
6	〃	大字飯詰字影日沢	3		〃
7	〃	大字前田野目字長峰		1	
8	〃	大字神山字殊ノ峰			市道
9	〃	大字松野木字影日			県道
10	〃	大字戸沢字玉清水			市道
11	〃	大字飯詰字影日沢			県道
12	国有林	金木町嘉瀬字西嘉瀬山国有林6林班			市道
13	〃	〃 字西嘉瀬山国有林6林班			市道
14	〃	〃 字東嘉瀬山国有林2林班			県道
15	民有林	金木町嘉瀬端山崎	4		市道
16	〃	金木町喜良市千苺	15		市道
17	〃	金木町喜良市芦ヶ沢			農道
18	国有林	大字脇元野脇字磯松山国有林579林班	5		国道
19	民有林	相内桂川	6		市道
20	〃	磯松赤川	6	1	
21	〃	相内実取			市道
22	〃	相内実取			市道

(資料：津軽森林管理署金木支署及び県農林水産部林業振興課)

2. 崩壊土砂流出危険地区

(平成29年3月31日現在)

一覽 番号	種 別	位 置	保全施設等		
			人 家	公共施設	道 路
1	国有林	飯詰字飯詰山113, 115林班	1		
2	〃	戸沢字中州川山151~153林班	15	1	市道
3	〃	前田野目字前田野目山145, 146林班			市道
4	〃	〃 142林班	20		国道
5	民有林	前田野目字砂田	30		〃

一覽 番号	種 別	位 置	保全施設等		
			人 家	公共施設	道 路
6	民有林	前田野目字砂田	1 5		国道
7	〃	〃	1 0		〃
8	〃	〃	1 0		〃
9	〃	〃	1 0		〃
1 0	〃	前田野目字野脇			市道
1 1	〃	〃			〃
1 2	〃	〃 字鞠野沢	1 0		国道
1 3	〃	原子字山元			〃
1 4	〃	〃			〃
1 5	〃	〃			〃
1 6	〃	〃			〃
1 7	〃	野里字山ノ越	3 0	2	市道
1 8	〃	〃	3		〃
1 9	〃	神山字殊ノ峰	1 5		県道
2 0	〃	松野木字松ヶ枝	1 0		〃
2 1	〃	〃	1 0		〃
2 2	〃	戸沢字玉清水	1 0		〃
2 3	〃	飯詰字福泉	4 0		〃
2 4	〃	飯詰字影日沢	5		〃
2 5	〃	〃	5		〃
2 6	〃	〃		1	〃
2 7	〃	〃		1	〃
2 8	〃	〃		1	〃
2 9	〃	〃		1	〃
3 0	〃	〃		1	〃
3 1	〃	〃		1	〃
3 2	〃	〃		1	〃
3 3	〃	〃		1	〃
3 4	〃	〃		1	〃
3 5	〃	〃		1	〃
3 6	〃	〃			市道
3 7	〃	〃			〃
3 8	〃	〃			〃
3 9	〃	〃			〃
4 0	〃	〃	3	1	〃
4 1	〃	〃			〃

一覽 番号	種 別	位 置	保全施設等		
			人 家	公共施設	道 路
4 2	民有林	飯詰字影日沢			〃
4 3	〃	〃			〃
4 4	〃	〃			〃
4 5	〃	〃			〃
4 6	〃	毘沙門字上熊石			県道
4 7	〃	〃			〃
4 8	〃	〃	1 0	1	〃
4 9	〃	〃	1 0		〃
5 0	〃	〃			〃
5 1	〃	飯詰字影日沢	4		市道
5 2	国有林	金木町喜良市小田川山36林班			県道
5 3	〃	〃			〃
5 4	〃	〃 35林班			〃
5 5	〃	〃 27林班. 28林班. 32林班. 33林班			〃
5 6	〃	〃 30林班			〃
5 7	〃	〃 24林班			併林道
5 8	〃	〃 22林班. 23林班	1		〃
5 9	〃	金木町嘉瀬西嘉瀬山7林班			県道
6 0	〃	金木町嘉瀬東嘉瀬山1林班			〃
6 1	民有林	金木町中柏木鎧石		1	〃
6 2	〃	〃	6	1	〃
6 3	〃	〃	8	1	〃
6 4	〃	金木町喜良市芦ヶ沢			〃
6 5	〃	〃			〃
6 6	〃	〃			〃
6 7	〃	〃			市道
6 8	〃	〃			県道
6 9	〃	金木町喜良市桔梗野			市道
7 0	〃	〃			〃
7 1	〃	金木町喜良市千苺	8		
7 2	〃	〃			県道
7 3	〃	金木町喜良市相野山			林道
7 4	〃	〃			〃
7 5	〃	〃			〃
7 6	〃	金木町川倉女坂	1 0		国道
7 7	〃	金木町川倉宇田野	1 5		〃
7 8	〃	金木町喜良市桔梗野			市道

一覽 番号	種 別	位 置	保全施設等		
			人 家	公共施設	道 路
79	国有林	太田山525林班～527林班	25		県道
80	〃	相内山547林班. 550林班. 551林班	28		市道
81	〃	脇元磯松山577林班. 578林班	10		国道
82	〃	相内山553班～560班	40		〃
83	民有林	太田山の井	20		林道
84	〃	〃	10		〃
85	〃	〃			〃
86	〃	〃			農道
87	〃	磯松山の井			市道
88	〃	〃			林道
89	〃	〃			〃
90	〃	脇元赤川	20		国道
91	国有林	金木町喜良市山国有林62林班			林道

(資料： 国有林 津軽森林管理署金木支署)

(資料： 民有林 県農林水産部林業振興課)

資料2-2

海岸侵食危険地一覧

(平成29年10月1日現在)

地区名	海岸延長(Km)	防災林延長(Km)	侵食海岸延長 (Km)
日本海沿岸	12.4	3.8	3.8

(資料： 県農林水産部林業振興課)

資料 2-3

土石流危険溪流箇所一覧（溪床勾配 3° 以上）

ランクⅠ 保全人家 5 戸以上（5 戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設のある場所を含む。）・・・市内 3 箇所

ランクⅡ 保全人家 1 戸以上 4 戸以下・・・市内 2 箇所

ランクⅢ 保全人家 0 戸・・・該当なし

（平成 30 年 3 月 31 日現在）

整理番号	溪流番号	溪流名			所在地 字	保全対象		避難可能場所
		水系名	河川名	溪流名		人家	公共建物	
1	205-I-1	岩木川	共栄沢	共栄沢	上熊石		1	毘沙門・長富コミュニティセンター
2	205-I-2	岩木川	旧十川	前田沢	前田	5		青森職業能力開発短期大学校
3	382-I-1	岩木川	落しの沢	落しの沢	芦野	2	4	大東ヶ丘コミュニティ消防センター
4	385-II-1	岩木川	相内川	山の井沢	山の井	2		太田集会所
5	385-II-2	岩木川	相内川	太田山沢	太田山	2		〃

（資料：西北地域県民局地域整備部河川砂防施設課）

資料 2-4

砂防指定地一覧

（平成 29 年 9 月 30 日現在）

一連番号	溪流名	位置	延長	面積 (㎡)
1	飯詰川	飯詰字飯詰山	1,950m×100m 1,250m×5m	201,250
2	坪毛沢	〃	2,800m×220m 1,500m×420m 1,500m×105m 1,350m×105m	1,545,250
3	飯詰川	〃	300m×100m	30,000
4	〃	飯詰字福泉ほか 2 字	500m×24m	12,000
5	松野木川	松野木	630m×70m	44,100
6	〃	松野木字前田野目山	1,300m×100m	130,000

一連 番号	溪流名	位置	延長	面積 (㎡)
7	不動沢	飯詰字飯詰山国有林	1,200m×40m	48,000
8	不動沢	"	100m×40m	16,000
9	タカハラ沢		300m×440m	
10	不動沢	飯詰字飯詰山国有林	550m	16,200
11	"	"	88m	890
12	石ノ塔沢	"	1,250m	113,700
13	前田野目川	前田野目山国有林	738m	91,700
14	大平沢	戸沢大字中州川山国有林	661m	21,500
15	相野股沢	相野股		400
16	"	"	2,500m×200m	500,000
17	母沢	喜良市喜良市山	940m×40m	37,600
18	湯の沢	喜良市大倉山	550m×36m	19,800
19	敷場沢	金木大倉山	550m×60m	33,000
20	母沢	喜良市喜良市山 (国有林)	1,000m×70m	69,000
21	"	"	320m	19,200
22	太田川	太田山の井	330m×100m	33,000
23	"	太田太田川	2,600m×100m	260,000
24	"	"	2,600m×30m	78,000
25	桂川	桂川相内山	1,750m×100m	175,000
26	"	"	1,750m×10m	18,000
27	小股沢	"	1,300m×40m	52,000
28	長根沢	太田山	410m×45m	18,450
29	"	"	1,240m×30m	37,200
30	磯松川	磯松山	4,650m×100m	465,000
31	大導寺沢	太田山 (国有林)	2,000m×70m	140,000
32	小股沢	相内山 (国有林)	173m	8,000
33	太田沢	太田山	163m	4,500
34	四ッ滝沢	相内山 (国有林)	322m	12,000
35	長根沢	太田山 (国有林)	295m	3,000
36	四ッ滝沢	相内山 (国有林)	40m	400
37	大導寺沢	太田山 (国有林)	72m	800
38	山王川	相内山 (国有林)	1,560m	96,900
39	小股沢	"	645m	71,100
40	脇元川	脇元字野脇、地竹、磯辺、磯松山国有林 磯松字磯松山	1,065m	67,890

(資料：西北地域県民局地域整備部河川砂防施設課)

資料 2-5

急傾斜地崩壊危険箇所一覧（傾斜度 30°、高さ 5 m以上の急傾斜地）

- ランクⅠ 保全人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設のある場所を含む。）・・・市内8箇所
 ランクⅡ 保全人家1戸以上4戸以下・・・市内6箇所
 ランクⅢ 保全人家0戸・・・市内1箇所

1. 自然斜面

（平成29年9月30日現在）

一連 番号	箇所 番号	箇所名	位置		地形			保全対象施設	
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ	人家	公共的 施設
1	I-627	飯詰(1)	飯詰	福泉	320	38	7	4	1
2	I-628	飯詰(2)	飯詰	福泉	140	40	9	4	
3	I-629	前田野目	前田野目	砂田	113	42	21	5	
4	I-652	脇元	脇元	野脇	359	35	93	17	
5	I-653	太田	太田	山の井	160	48	8	6	
6	Ⅱ-546	前田	戸沢	前田	50	45	9	1	
7	Ⅱ-547	犬走(2)	前田野目	犬走	50	35	30	1	
8	Ⅱ-555	桂川	相内	桂川	75	30	21	3	
9	Ⅲ-151	鞠ノ沢	前田野目	鞠ノ沢	100	40	25	0	

（資料：西北地域県民局地域整備部河川砂防施設課）

2. 人工斜面

（平成29年9月30日現在）

一連 番号	箇所 番号	箇所名	位置		地形			保全対象施設	
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ	人家	公共的 施設
1	I-109	山元	原子	山元	90	35	13		1
2	I-110	前田野目(2)	前田野目	長峰	110	40	21		1
3	I-111	砂田(2)	前田野目	砂田	60	36	13		1

一連 番号	箇所 番号	箇所名	位置		地形			保全対象施設	
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ	人家	公共的 施設
4	Ⅱ-133	犬走(1)	前田野目	犬走	20	48	8	1	
5	Ⅱ-134	砂田(1)	前田野目	砂田	90	68	22	1	
6	Ⅱ-135	端山崎	嘉瀬端	山崎	40	40	11	3	

(資料：西北地域県民局地域整備部河川砂防施設課)

資料2-6

なだれ危険箇所一覧(傾斜度15°以上、高さ10m以上)

ランクⅠ 保全人家5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設のある場所を含む。)・・・市内10箇所

ランクⅡ 保全人家1戸以上4戸以下・・・市内4箇所

ランクⅢ 保全人家0戸・・・市内2箇所

(平成29年9月30日現在)

一 覧 番 号	箇所 番号	箇所名	大字	小字	保全施設等		
					人 家	公共的 施設	道 路
1	Ⅰ-518	前田野目(1)	前田野目	砂田	5		市道
2	Ⅰ-519	前田野目(2)	前田野目	犬走	5		〃
3	Ⅰ-521	石田坂(2)	戸沢	前田	10		〃
4	Ⅰ-960	前田野目(3)	前田野目	長峰		1	
5	Ⅰ-1092	山ノ越	野里	山ノ越		1	
6	Ⅰ-1093	砂田	前田野目	砂田		1	
7	Ⅰ-522	喜良市(1)	喜良市	千苺	11		市道
8	Ⅰ-523	喜良市(2)	喜良市	千苺	6		〃
9	Ⅰ-542	脇元	脇元	野脇	26		国道 市道
10	Ⅰ-543	磯松	磯松	赤川	17	2	市道
11	Ⅱ-338	石田坂(1)	戸沢	前田	1		市道
12	Ⅱ-339	前田	戸沢	前田	1		〃
13	Ⅱ-340	犬走	前田野目	犬走	1		
14	Ⅱ-348	桂川	相内	桂川	4		市道
15	Ⅲ-189	鞠ノ沢(1)	前田野目	鞠ノ沢			〃
16	Ⅲ-190	鞠ノ沢(2)	前田野目	鞠ノ沢			〃

(資料：西北地域県民局地域整備部河川砂防施設課)

河川表

(平成30年4月1日現在)

幹川名	河川名	上流端		下流端
飯詰川	大湊川	左岸	飯詰字影日沢306番地先	飯詰川への合流点
		右岸	飯詰字影日沢212-2番地先	
飯詰川	糠塚川	左岸	飯詰字沢田4番地先	飯詰川への合流点
		右岸	飯詰字沢田1-1番地先	
松野木川	天神川	左岸	戸沢字玉清水7-1番地先	県道五所川原金木線と 交差点
		右岸	戸沢字前田67番地先	
旧十川	松野木川	左岸	松野木字山崎15番地先	県道五所川原金木線と 交差点
		右岸	松野木字影日沢6-1番地先	
松野木川	神山川	左岸	神山字簾沢10-17番地先	松野木川への合流点
		右岸	神山字簾沢6番地先	
十川	前田野目川	左岸	前田野目字野脇25-1番地先	国道101号線との交差点
		右岸	前田野目字野脇25-3番地先	
旧十川	湊川	左岸	湊字船越259番地4地先	旧十川への合流点
		右岸	湊字船越203番地2地先	
旧十川	赤川	左岸	米田字八ツ橋107-1番地先	松野木川への合流点
		右岸	米田字八ツ橋117-1番地先	
旧十川	津軽川	左岸	湊字千鳥104-6番地先	旧十川への合流点
		右岸	湊字千鳥104-2番地先	
旧十川	五所川原川	左岸	湊字千鳥104-2番地先	旧十川への合流点
		右岸	湊字千鳥143-1番地先	
旧十川	第二湊川	左岸	湊字千鳥104-2番地先	旧十川への合流点
		右岸	湊字千鳥104-2番地先	
相内川	太田川	左岸	太田山の井	大導寺沢の合流点
		右岸	太田山の井283-74	

幹川名	河川名	上流端		下流端
		左岸	右岸	
相内川	長根沢川	左岸	太田山の井294-128	相内川の合流点
		右岸	太田山の井294-2	
相内川	カバハギ沢川	左岸	太田山の井306-20	相内川の合流点
		右岸	太田山の井307-2	
桂川	四ッ滝沢川	左岸	相内桂川217-1	桂川の合流点
		右岸	相内桂川217-4	
桂川	小股沢川	左岸	相内桂川223-2	桂川の合流点
		右岸	相内桂川223-1	
磯松川	磯松川	左岸	磯松（国有林565班ほか）	板割沢の合流点
		右岸	磯松（国有林565班ほか）	
唐川	唐川	左岸	磯松唐皮36	十三湖に至る場所
		右岸	磯松唐皮7-1	
脇元川	脇元川	左岸	脇元地竹5-1	海に至る場所
		右岸	脇元地竹5-2	
赤川	赤川	左岸	脇元赤川213-1	海に至る場所
		右岸	脇元赤川243-1	

（資料：県土整備部河川砂防課）

資料 2 - 8

海岸保全区域一覧

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

海岸名	計			国土交通省			農林水産省所管		
	海岸線延長	指定済延長	海岸保全施設のある区域の延長	海岸線延長	指定済延長	海岸保全施設のある区域の延長	水産庁		
							海岸線延長	指定済延長	海岸保全施設のある区域の延長
市浦海岸	m 14,684	m 8,401	m 2,223	m 10,529	m 4,395	m 2,753	m 4,231	m 4,006	m 580

（資料：県土整備部河川砂防課）
（資料：西北地域県民局地域農林水産部）

道路注意箇所一覽

(平成30年4月1日現在)

ア. 一般国道 (県管理区間)

施設管理 番号	危険内容	路線名	距離標 (km)	所在地	延長 (m)	総合評価		事業区分
						要対策	防災カルテ	
4101F003	盛土	国道101号	3.6	前田野目	13		○	災害防除
4101G005	擁壁	国道101号	14.3	栄町	10		○	〃
4339A040	落石・崩壊	国道339号	63.1	脇元野脇	160		○	〃

イ. 主要地方道

施設管理 番号	危険内容	路線名	距離標 (km)	所在地	延長 (m)	総合評価		事業区分
						要対策	防災カルテ	
4002A025	落石・崩壊	屏風山内真部線	17.8	金木町喜良市小田川山	80		○	災害防除
4002A050	落石・崩壊	屏風山内真部線	19.5	金木町喜良市小田川山	67		○	〃
4002A060	落石・崩壊	屏風山内真部線	19.6	金木町喜良市小田川山	65		○	〃
4002A095	落石・崩壊	屏風山内真部線	20.2	金木町喜良市小田川山	50		○	〃
4002A120	落石・崩壊	屏風山内真部線	20.5	金木町喜良市小田川山	25		○	〃
4002A125	落石・崩壊	屏風山内真部線	20.9	金木町喜良市小田川山	60		○	〃
4002A130	落石・崩壊	屏風山内真部線	21.4	金木町喜良市小田川山	25		○	〃
4002A185	落石・崩壊	屏風山内真部線	24.2	金木町喜良市小田川山	30		○	〃
4002F001	盛土	屏風山内真部線	16.3	金木町喜良市小田川山	12		○	〃
4002F003	盛土	屏風山内真部線	18.9	金木町喜良市小田川山	30		○	〃
4002F015	盛土	屏風山内真部線	21.7	金木町喜良市小田川山	40		○	〃
4002F035	盛土	屏風山内真部線	22	金木町喜良市小田川山	270	○		〃
4002F040	盛土	屏風山内真部線	24	金木町喜良市小田川山	36		○	〃
4002F050	盛土	屏風山内真部線	24	金木町喜良市小田川山	14		○	〃
4002F060	盛土	屏風山内真部線	24.2	金木町喜良市源八森	85		○	〃
4002G010	擁壁	屏風山内真部線	16.9	金木町喜良市小田川山	5		○	〃
4026A003	落石・崩壊	青森五所川原線	12.5	金木町嘉瀬東嘉瀬山	51	○		〃
4026A030	落石・崩壊	青森五所川原線	15.4	金木町嘉瀬東嘉瀬山	50		○	〃
4026A045	落石・崩壊	青森五所川原線	15.8	金木町嘉瀬東嘉瀬山	50		○	〃
4026A055	落石・崩壊	青森五所川原線	16.1	金木町嘉瀬東嘉瀬山	270	○		〃
4026A060	落石・崩壊	青森五所川原線	17.4	飯詰字飯詰山	70	○		〃
4026A080	落石・崩壊	青森五所川原線	18.7	飯詰字飯詰山	73	○		〃
4026A090	落石・崩壊	青森五所川原線	18.9	飯詰字飯詰山	120	○		〃
4026A100	落石・崩壊	青森五所川原線	20.5	飯詰字飯詰山	16		○	〃
4026C001	地すべり	青森五所川原線	13.5	金木町嘉瀬東嘉瀬山	50		○	〃
4026C002	地すべり	青森五所川原線	13	金木町嘉瀬東嘉瀬山	60	○		〃
4026C003	地すべり	青森五所川原線	13.3	金木町嘉瀬東嘉瀬山	125		○	〃
4026F005	盛土	青森五所川原線	12.8	金木町嘉瀬東嘉瀬山	20	○		〃
4026F011	盛土	青森五所川原線	13	金木町嘉瀬東嘉瀬山	55	○		〃
4026F020	盛土	青森五所川原線	13.9	金木町嘉瀬東嘉瀬山	20	○		〃
4026F030	盛土	青森五所川原線	14.1	金木町嘉瀬東嘉瀬山	230		○	〃
4026F040	盛土	青森五所川原線	14.9	金木町嘉瀬東嘉瀬山	120	○		〃
4026F055	盛土	青森五所川原線	15.5	金木町嘉瀬東嘉瀬山	40	○		〃
4026F057	盛土	青森五所川原線	16.4	金木町嘉瀬東嘉瀬山	230		○	〃
4026F063	盛土	青森五所川原線	18	金木町嘉瀬東嘉瀬山	80		○	〃
4026F065	盛土	青森五所川原線	18.2	飯詰字飯詰山	30	○		〃
4026F070	盛土	青森五所川原線	18.6	飯詰字飯詰山	20	○		〃
4026F075	盛土	青森五所川原線	18.9	飯詰字飯詰山	20		○	〃
4026F077	盛土	青森五所川原線	19.1	金木町嘉瀬字嘉瀬山	20	○		〃
4026F080	盛土	青森五所川原線	19.3	飯詰字飯詰山	10	○		〃
4026F085	盛土	青森五所川原線	19.8	飯詰	57		○	〃
4026G025	擁壁	青森五所川原線	18.5	飯詰字飯詰山	21		○	〃

市内所在ため池一覧

(平成30年4月1日現在)

一連 番号	名称	所在地	管理者	堤高 (m)	満水面積 (ha)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)
1	大泊溜池	毘沙門字上熊石	小田川土地改良区	4.0	20.0	680	400.0
2	中崎溜池	〃	〃	1.0	14.0	165	70.0
3	菫ヶ沢溜池	飯詰字影日沢	〃	11.7	4.6	110	307.9
4	作左衛門溜池	〃	〃	10.2	4.3	86	159.1
5	大毛沢溜池	飯詰字沢田	〃	7.0	1.8	105	63.0
6	白山溜池	戸沢字玉清水	白山溜池土地改良区	7.5	4.2	120	176.1
7	金山大溜池	金山字千代鶴	南部土地改良区	4.0	14.0	820	562.0
8	姥溜池	金山字盛山	〃	5.5	2.8	177.5	63.0
9	前溜池(若山)	松野木沢字堤ヶ沢	〃	7.45	4.0	206	80.0
10	堺野沢溜池	松野木川字福泉	〃	10.2	11.9	317	568.0
11	長橋溜池	神山字境山	〃	8.0	32.5	280	812.5
12	中溜池	神山字野岸	〃	5.8	5.6	204	206.0
13	下溜池	〃	〃	3.0	3.1	168	31.0
14	原子溜池	原子字山元	〃	7.3	5.6	183	228.0
15	山道溜池	〃	〃	10.0	8.8	180	340.0
16	上ウリウ沢溜池	前田野目字砂田	前田野目土地改良組合	5.0	2.1	88	52.5
17	六助溜池	羽野木沢字隈無	南部土地改良区	7.0	5.0	410	112.5
18	中溜池(持子沢)	持子沢字隠川	〃	4.6	2.4	80	55.2
19	持子沢溜池	持子沢字笠野前	持子沢水利組合	2.2	2.3	290	25.3
20	高野下溜池	高野字広野	南部土地改良区	4.7	2.8	200	65.8
21	高野大溜池	〃	〃	9.1	14.0	377	637.0
22	金左衛門溜池	前田野目字桜ヶ峰	前田野目土地改良組合	5.0	4.3	300	91.4
23	荒溜池	毘沙門字上熊石	共同管理	3.4	1.5	6.8	25.5
24	第一弥次郎溜池	金木町	小田川土地改良区	3.4	3.2	133.4	32.0
25	第二弥次郎溜池	〃	〃	3.4	1.6	108	24.0
26	金造溜池	〃	個人管理	1.0	0.3	43	1.5
27	松本溜池	毘沙門字上熊石	共同管理	3.0	0.9	65	13.5
28	よごしない(上熊石1号溜池)	〃	〃	3.5	0.4	49	6.0
29	上熊石2号溜池	毘沙門字上熊石	〃	2.5	0.7	6.4	8.7
30	下岩崎1号	飯詰字下岩崎	〃	2.4	1.1	68	1.3
31	下岩崎3号	〃	〃	4.2	0.2	62	2.6
32	下岩崎4号	飯詰字影日沢	共同管理	2.8	0.4	37	4.0
33	成戸の沢	藻川字間手川	成戸水利組合	0.0	0.2	0	5.0
34	五ツ沼	藻川字千年	共同管理	0.0	0.1	0	2.5
35	千年沼	〃	〃	0.0	0.1	0	2.5
36	五ツ沼	〃	〃	0.0	0.2	0	5.0
37	〃	〃	五ツ沼水利組合	0.0	0.2	0	5.0
38	長浜沼	〃	長浜沼管理組合	0.0	0.1	0	2.5
39	倉田沼	〃	倉田沼用水組合	0.0	0.2	0	5.0
40	千年沼	〃	千年沼管理組合	0.0	0.2	0	5.0
41	〃	〃	〃	0.0	0.2	0	5.0
42	十和田沼	〃	十和田沼水利組合	0.0	0.6	0	15.0
43	長沼	高瀬字一本柳	長沼開田組合	0.0	0.7	0	17.5
44	丸沼	〃	個人管理	0.0	0.4	0	10.0
45	ひんじゃ溜池	飯詰字影日沢	共同管理	2.6	0.4	47	4.2
46	下今野溜池	〃	〃	3.0	0.4	42	5.7
47	上今野溜池	〃	〃	1.5	0.4	30	6.0
48	田ノ沢溜池	〃	〃	2.5	0.4	35	4.3
49	牧野沢溜池	飯詰字石田	小田川土地改良区	6.2	1.4	80	23.0
50	ずぼ山溜池	〃	個人管理	3.0	0.2	26	1.2
51	下方四郎溜池	飯詰字狐野	共同管理	4.6	2.4	188	55.2
52	上方四郎溜池	〃	〃	4.0	0.3	47	6.0
53	五農溜池	金山字梅ヶ枝	個人管理	3.5	0.6	85	10.5
54	野崎上溜池	米田字八重田	南部土地改良区	3.15	1.8	127	18.0
55	野崎下溜池	金山字盛山	〃	2.5	1.5	102	19.5
56	金山溜池	米田字八重田	〃	1.8	0.6	73	5.4

一連 番号	名称	所在地	管理者	堤高 (m)	満水面積 (h a)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)
57	第2笛吹流溜池	飯詰字石田	共同管理	2.5	0.5	99	6.2
58	第1笛吹流溜池	〃	〃	3.4	1.3	124	22.1
59	空溜池	飯詰字沢田	〃	5.2	1.2	71	14.4
60	馬尻溜池	戸沢字玉清水	馬尻水利組合	5.6	2.7	154	63.4
61	川溜池	〃	白山溜池土地改良区	5.3	0.6	61	15.9
62	下溜池	金山字千代鶴	大開溜池組合	4.2	1.6	169	33.6
63	上溜池	〃	〃	4.4	2.1	214	46.2
64	じゅんさい溜池	松野木字影日	共同管理	2.6	0.6	71	3.9
65	姥溜池	金山字千代鶴	南部土地改良区	5.5	2.8	177.5	63.0
66	若山溜池	松野木字堤ヶ沢	南部土地改良区	6.4	0.6	76	9.0
67	板子溜池	神山字簾沢	〃	6.0	1.0	80	30.0
68	上野溜池	松野木字福泉	共同管理	1.4	0.8	95	5.6
69	持野沢溜池	神山字広富	〃	3.5	3.8	150	38.0
70	街道溜池	〃	〃	5.5	1.4	115	21.0
71	又十郎溜池	原子字紅葉	〃	3.6	0.6	42	11.3
72	じっけ溜池	〃	〃	5.8	1.3	65	37.7
73	館ノ沢溜池	原子字山元	南部土地改良区	7.5	1.5	200	37.5
74	毬野沢溜池	前田野目字野脇	共同管理	2.3	0.2	41	2.3
75	下マス沢溜池	〃	前田野目土地改良組合	3.9	1.3	80	18.8
76	上マス沢溜池	〃	〃	4.2	0.9	84	9.4
77	鳥ノ子沢溜池	〃	〃	7.4	1.3	89	31.8
78	下ウリウ沢溜池	〃	前田野目土地改良組合	5.4	1.5	98	40.5
79	新溜池	羽野木沢字隈無	南部土地改良区	4.0	0.5	55	7.5
80	先蔵溜池	持子沢字隠川	隠川水利組合	3.6	0.8	41	14.4
81	浮島溜池	〃	〃	4.0	1.3	129	2.6
82	持子沢大溜池	〃	南部土地改良区	2.8	1.1	71	13.7
83	後溜池	前田野目字川崎	前田野目土地改良組合	1.8	0.8	90	7.2
84	潟湖溜池	長富字鎧石	共同管理	1.0	3.6	230	1.8
85	新溜池(川代田溜池)	金山字梅ヶ枝	〃	3.0	0.5	61	7.5
86	上の溜池	飯詰字朝日沢田	〃	2.2	0.1	27	0.1
87	影沢溜池	松野木字堤ヶ沢	個人管理	3.0	0.2	40	3.0
88	松野木溜池	松野木字花笠	〃	5.0	0.6	85	15.0
89	十兵衛溜池	持子沢字隠川	〃	2.7	1.8	102	50.4
90	羽野木沢溜池	川倉	小田川土地改良区	5.5	4.2	236	73.5
91	女坂溜池	〃	〃	8.0	1.9	25	76.0
92	藤枝溜池	藤枝	〃	8.6	42.3	425	1818.9
93	清久溜池	嘉瀬	〃	4.5	23.5	336	505.0
94	三ノ沢溜池	中柏木	三ノ沢水利組合	7.0	3.6	210	126.0
95	鹿の子溜池	喜良市	小田川土地改良区	10.9	6.0	95	230.0
96	栄作溜池	川倉	〃	3.6	0.7	90	8.8
97	十三溜池	〃	〃	3.0	0.5	46	7.5
98	外ヶ沢下溜池	〃	〃	3.7	0.7	46	12.9
99	外ヶ沢上溜池	〃	〃	5.35	1.2	61	25.0
100	湯ノ川溜池	湯の川	共同管理	2.0	0.3	35	2.3
101	薬師溜池	芦野	〃	3.4	1.2	116	20.4
102	沢田溜池	大東ヶ丘	〃	3.1	0.4	35	6.2
103	大東ヶ丘第一溜池	〃	〃	2.0	0.3	73	3.0
104	大東ヶ丘第四溜池	〃	〃	3.5	0.4	96	14.0
105	踏切溜池	芦野	〃	3.5	0.4	76.4	4.4
106	神明溜池	〃	個人管理	2.0	0.3	39	3.0
107	角田溜池	喜良市坂本	共同管理	3.0	3.2	180	48.0
108	三太沼	稲垣村字繁田	〃	0.0	0.5	0	3.8
109	三右衛門溜池	嘉瀬	小田川土地改良区	7.2	2.1	106	75.6
110	なしろ沢溜池	中柏木不動野	共同管理	3.2	1.4	70	6.4
111	第1一ノ沢溜池	〃	〃	3.0	0.2	28	3.0
112	第2一ノ沢溜池	〃	〃	4.6	0.2	38	4.6
113	二ノ沢溜池	〃	〃	3.5	37.0	505	563.5
114	清溜池	中柏木	〃	2.7	0.2	33	2.7
115	中ノ溜池	〃	〃	3.2	0.2	31	2.4
116	せいび溜池	〃	〃	2.5	0.1	34	1.5
117	中の沢溜池	〃	〃	4.0	0.7	49	12.9

一連 番号	名称	所在地	管理者	堤高 (m)	満水面積 (h a)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)
118	南沢溜池	中柏木	共同管理	3.4	0.6	42	7.5
119	上野田ノ溜池	〃	〃	4.2	0.4	54	8.4
120	下野田ノ溜池	〃	〃	3.4	0.6	64.4	10.3
121	中柏木温水溜池	中柏木鎧岩	個人管理	3.2	0.4	43	6.4
122	ねごろ溜池	中柏木	三ノ沢水利組合	3.8	0.5	59	9.5
123	釜范溜池	〃	小田川土地改良区	2.8	0.3	31	4.2
124	金山溜池	喜良市	共同管理	4.0	0.2	23	3.4
125	川倉第一溜池	川倉	〃	3.0	0.2	33	3.0
126	川倉第二溜池	〃	〃	2.6	0.2	26	2.1
127	大東ヶ丘第三溜池	大東ヶ丘	個人管理	5.7	0.06	31.6	0.8
128	コーシ溜池	芦野	〃	1.8	0.6	47	5.4
129	弘大第一溜池	〃	弘前大学	1.6	0.1	27	0.7
130	弘大第二溜池	岩見	〃	2.6	0.4	84	5.2
131	蛭沢溜池	喜良市	個人管理	3.8	0.1	26	1.9
132	一番溜池	喜良市芦ヶ沢	小田川土地改良区	2.8	0.7	72	9.8
133	中村溜池	嘉瀬	個人管理	2.5	0.1	28	1.2
134	駅前溜池	〃	共同管理	1.8	0.13	34	1.2
135	上ノ沢溜池	中柏木不動野	個人管理	3.6	0.3	28	5.4
136	中柏木第一溜池	中柏木	〃	2.0	0.4	70	4.0
137	中柏木第二溜池	〃	〃	1.8	0.3	32	2.7
138	第一弥次郎溜池	長富鎧石	小田川土地改良区	3.4	3.2	133.4	32.0
139	第二弥次郎溜池	〃	〃	3.4	1.6	108	24.0
140	桂川溜池	相内桂川	桂川水利組合	6.2	4.2	77	106.0
141	四窯溜池	磯松唐皮	共同管理	4.0	0.7	82	14.0
142	唐皮溜池	〃	唐皮水利組合	3.5	1.5	76	26.2
143	大沼溜池	相内岩井	大沼水利組合	6.2	15.7	180	300.0
144	長沼溜池	〃	共同管理		0.7		10.5
145	古川政光1号溜池	磯松唐皮	個人管理	4.5	0.4	5.5	9.0
146	古川政光3号溜池	磯松唐皮	〃		0.4		4.5
147	山田政次郎溜池	〃	〃	2.5	0.2	3.0	0.9
148	松太郎溜池	〃	〃	1.6	0.2	32	1.6
149	葛西定雄溜池	〃	〃		0.1		1.5
150	すり鉢沼	相内岩井	〃		0.5		7.5
151	湯ノ沢溜池	〃	共同管理	3.2	0.6	41	7.0
152	露草溜池	相内実取	市浦土地改良区	3.0	4.0	175	1.1
153	伊南市男溜池	磯松唐皮	個人管理	1.9	0.2	24	1.9
154	鷺坂溜池	〃	共同管理	2.6	0.3	47	1.9
155	山田政次郎溜池	〃	個人管理	2.5	0.2	3	0.9
156	二ッ沼溜池1号	相内岩井	〃		0.4		6.0
157	二ッ沼溜池2号	〃	〃		0.5		7.5
158	三浦福蔵溜池	相内実取	〃	2.0	3.5	61	21.0
159	柏谷利美溜池	相内桂川	〃	3.0	0.4	51	4.4
160	実取溜池	相内実取	共同管理	2.2	0.8	18	8.8
161	折戸溜池	〃	個人管理	2.2	4.0	36	44.0

(資料：市農村整備課 溜池台帳)

資料 2-1-1 大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表

		注意報発表基準	警報発表基準
大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	7	11
大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	80	134
洪水	流域雨量指数基準	磯松川流域=5 相内川流域=9.6 旧十川流域=13.4 金木川流域=11.6 飯詰川流域=7.9 松野木川流域=6.7	磯松川流域=6.3 相内川流域=12 旧十川流域=16.8 金木川流域=14.5 飯詰川流域=9.9 松野木川流域=9.9
	複合基準※	磯松川流域=(6、4) 相内川流域=(5、9.6) 飯詰川流域=(6、6.3) 松野木川流域=(5、6.6) 十川流域=(5、15.8)	磯松川流域=(6、6.2) 相内川流域=(8、10.8) 十川流域=(6、17.5)
	指定河川洪水予報による基準	岩木川〔幡龍橋・五所川原・繁田〕、青森県岩木川水系 十川〔五林平〕	岩木川〔上岩木川・幡龍橋・五所川原・繁田〕、青森県岩木川水系 十川〔五林平〕
高潮	潮位	0.9m	1.2m

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

（資料：気象庁ホームページ）

(平成30年4月1日現在)

区 分	消 防 吏 員 ・ 団 員 数	消 防 ポ ン プ						計	消 防 艇	消 火 栓	防 火 水 槽	耐 震 性 貯 水 槽	計
		消 自 防 ポ 動 ン プ 車	水 槽 付 消 自 防 動 車	ポ ン プ 小 型 動 力 ポ ン プ	は し ン ご 付 自 消 動 防 車	屈 折 は し ご 付 自 消 動 防 車	ポ ン プ 化 学 消 防 動 ポ ン プ 車						
消防本部・五所川原消防署	95		2		1		1	4	742	124	2	868	
五所川原消防署東分署	15		1					1					
金木消防署	31	1	2					3	128	43	1	172	
市浦消防署	19		1	1				2	65	40		105	
五 所 川 原 市 消 防 団	本団本部	8											
	総務分団	31											
	ラッパ分団	15											
	五所川原地区本部	16											
	〃 第1分団	40			6			6					
	〃 第2分団	57			6			6					
	〃 第3分団	79			9			9					
	〃 第4分団	47	1		3			4					
	〃 第5分団	69			8			8					
	〃 第6分団	53			6			6					
	〃 第7分団	40			4			4					
	〃 第8分団	18			3			3					
	〃 第9分団	77			8			8					
	〃 第10分団	34			3			3					
	金木地区本部	3											
	〃 第1分団	24	1		2			3					
	〃 第2分団	28	1		2			3					
	〃 第3分団	24	1		2			3					
	〃 第4分団	23	1		1			2					
	〃 第5分団	35	1		2			3					
〃 第6分団	32	1		2			3						
市浦地区本部	3												
〃 第1分団	20	2					2						
〃 第2分団	8			2			2						
〃 第3分団	23	1		1			2						
〃 第4分団	11			1			1						
計	1,075	11	6	74	1	0	1	93	931	212	2	1,145	

※ 防火水槽は、全て15立方メートルから100立方メートルのものである。

消防ポンプ自動車等整備計画

(平成30年4月1日)

区分	区域名	平成30年度			平成31年度			平成32年度		
		化学車	広報連絡車	付小型積力ポンプ	救助工作車	高規格救急車	付小型積力ポンプ	指揮指令車	高規格救急車	付小型積力ポンプ
五所川原消防署	五所川原地区全域	1			1			1		
五所川原消防署東分署						1				
金木消防署	金木地区全域								1	
市浦消防署	市浦地区全域									
五所川原市消防団	本団本部		1							
	五所川原地区本部									
	〃 第1分団			1						2
	〃 第2分団									1
	〃 第3分団									
	〃 第4分団									
	〃 第5分団									1
	〃 第6分団									
	〃 第7分団									
	〃 第8分団									
	〃 第9分団				1		1			
	〃 第10分団				1					
	金木地区本部	金木地区全域								
	〃 第1分団	金木			1					
	〃 第2分団	川倉・藤枝								
	〃 第3分団	蒔田・神原 沢部								
	〃 第4分団	嘉瀬西側					1			
	〃 第5分団	嘉瀬東側 中柏木			1					
	〃 第6分団	喜良市					1			
	市浦地区本部	市浦地区全域								
	〃 第1分団	相内・桂川								
	〃 第2分団	脇元・磯松					1			
	〃 第3分団	十三								
〃 第4分団	太田									
計		1	1	5	1	1	4	1	1	4

五所川原地区消防事務組合消防用無線局一覧

(平成30年4月1日現在)

所属	局種別	呼出名称 (呼出符号)	周波数 (MHz)	電力	設置場所 電話番号
消防本部	FB	しょうぼうごしょがわら	非公開	10W	五所川原市 中央4丁目130 35-4382
	ML	ごしょがわらしえん1		〃	
	〃	ごしょがわらこうほう1		〃	
	〃	ごしょがわらこうほう3		〃	
五所川原消防署	ML	ごしょがわらしき1	非公開	10W	五所川原市 中央4丁目130 35-2019
	〃	ごしょがわらきゅうじょ1		〃	
	〃	ごしょがわらたんく1		〃	
	〃	ごしょがわらたんく2		〃	
	〃	ごしょがわらかがく1		〃	
	〃	ごしょがわらすいそう1		〃	
	〃	ごしょがわらはしご1		〃	
	〃	ごしょがわらこうほう2		〃	
	〃	ごしょがわらきゅうきゅう1		〃	
	〃	ごしょがわらきゅうきゅう2		〃	
	〃	ごしょがわらきゅうきゅう3		〃	
	〃	ごしょがわらけいたい1		5W	
	〃	ごしょがわらけいたい2		〃	
	〃	ごしょがわらけいたい3		〃	
	〃	ごしょがわらけいたい4		〃	
	〃	ごしょがわらけいたい5		〃	
	〃	ごしょがわらけいたい6		〃	
	〃	ごしょがわらけいたい7		〃	
	〃	ごしょがわらけいたい8		〃	
	〃	ごしょがわらけいたい9		〃	
	〃	ごしょがわらけいたい10		〃	
	〃	ごしょがわらけいたい11		〃	
	〃	ごしょがわらけいたい31		10W	
〃	ごしょがわらけいたい21	〃			

所属	局種別	呼出名称 (呼出符号)	周波数 (MHz)	電力	設置場所 電話番号
東分署	ML	ひがしたんく1	非公開	10W	五所川原市大字 原子字山元42-2 29-2119
	〃	ひがしこうほう1		〃	
	〃	ひがしきゅうきゅう1		〃	
	〃	ひがしけいたい1		5W	
	〃	ひがしけいたい2		〃	
	〃	ひがしけいたい31		10W	
金木消防署	FB	しょうぼうかなぎ	非公開	10W	五所川原市 金木町菅原367-1 53-2322
	ML	かなぎしき1		〃	
	〃	かなぎぼんぷ1		〃	
	〃	かなぎたんく1		〃	
	〃	かなぎたんく2		〃	
	〃	かなぎきゅうきゅう1		〃	
	〃	かなぎけいたい1		5W	
	〃	かなぎけいたい2		〃	
	〃	かなぎけいたい3		〃	
	〃	かなぎけいたい4		〃	
	〃	かなぎけいたい31		10W	
	市浦消防署	ML		しうらしき1	
〃		しうらたんく1	〃		
〃		しうらせきさい1	〃		
〃		しうらきゅうきゅう1	〃		
〃		しうらけいたい1	5W		
〃		しうらけいたい2	〃		
〃		しうらけいたい3	〃		
〃		しうらけいたい4	〃		
〃		しうらけいたい5	〃		
〃		しうらけいたい31	〃		

消防水利整備計画

(平成30年4月1日現在)

区分		現有数	年次計画					
			全体計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
消火栓	公施	934			2	5	5	5
	施設	0						
防火水槽	15～40m ³ 未満	8						
	40～100m ³ 未満	203				1	1	1
	100m ³ 以上	1						
その他の水利		0						
計		1,146			2	6	6	6